

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS(太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

36・37 97/1/15

¥200

カナダ政府に歴史的な動き――

核兵器政策の見直し開始か

――ますます際だつ日本政治の停滞――

非核自治体の新しい役割に世界の注目(4・5ページ)

NATO(北大西洋条約機構)の一員であり米国の核戦略の従順な担い手であったカナダ政府が、ついに核兵器政策の見直しを始めた。そうせざるを得ない国内・国際世論の高まりによるものだ。なかでも国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見、同じ英連邦からでたキャンベラ委員会の報告が政治的インパクトを与えた。このような世界的な核兵器離れの中で、非核自治体の役割が注目されている。

1996年11月8日、カナダの有力日刊紙『グローブ・アンド・メール』(G&M)と平和問題NGO「プロジェクト・プラウシェア(Project Ploughshare)」は、カナダ政府におけるきわめて重要な動きを伝えた。

カナダのロイド・アクスワージー外務大臣が議会の外交貿易常任委員会に、カナダの核兵器政策の見直しを命じたというのである。カナダでは93年以来、中道左派の自由党が政権をとっている。

●NATO加盟国初めての見直し

G&M紙によると、アクスワージー外務大臣は、「委員会は、カナダがその国防政策の一部として米国の核兵器に依存しつづけるべきかどうかといった基本的問題を検討することになる」と述べた。

カナダはNATOの一員としての義務を負っている。これは、ヨーロッパのNATO加盟諸国に米国の核兵器を配備しているなど、日米安保条約と比較にならないほど、直接的な核軍事同盟に属していることを意味している。さらに、カナダと米国の間には、北米航空宇宙防衛司令部(NORAD)という米核戦略の中核をなす共同防衛機構がある。このような国が

初めて核兵器政策の見直しを口にしたことだけでも、歴史的な意義は計り知れないほど大きい。

もちろん、見直しの結果がどのような結論を示すかは予断できない。G&M紙は、「同盟国はカナダがNATOから撤退する兆候ではないかと心配する必要はない。現在、我々はNATOとの約束のもとにある。しかし、国際司法裁判所の判断やオーストラリア政府が主催した国際的な専門家の最高委員会が出した最近の報告書にしたがえば、NATO諸国すべてが核兵器の問題を再検討する好機である」というアクスワージーの言葉を伝えている。

さらに、PCDSのパティ・ウィリス(カナダ)は、カナダの市民団体の中には、見直しが行われるかどうかについて、懐疑的なグループもあるという。

G&M紙の記事の全訳を資料として2ページに掲げた。

●ここでもNGOの働き

「プロジェクト・プラウシェア」では、1984～89年に軍縮大使をつとめたダグラス・ローチが指導的役割をつとめてい

1997年 核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議(CD)

1月20日―3月27日 第1会期
5月12日―6月27日 第2会期
7月28日―9月10日 第3会期

CTBT機構準備委員会

3月3日―11日 ジュネーブ

NPT再検討会議準備会

4月7日―17日 ニューヨーク

国連軍縮委員会(UNDC)

4月21日―5月13日 1997年委員会

化学兵器禁止条約発効

4月29日

国連総会(UNGA)

9月16日(第3火曜日) 第52通常
総会開会

米国未臨界核実験

1月末 エネルギー省による専門家
会議
1月末または2月 第1回実験?

カナダ、核兵器政策を見直す

議政局 ジェフ・サロット記者

オタワ発:連邦政府は、大量破壊兵器である核兵器の使用の合法性に疑義を唱えた国際司法裁判所の判断に照らして、核兵器政策の見直しを行おうとしている。

カナダは自分では核兵器をもっていないが、北大西洋条約機構(NATO)の一員として米国の強力な核兵器によって守られている。カナダはまた、ユーコンとノースウエスト・テリトリーのレーダー基地網を管理する北米航空宇宙司令部(NORAD)のパートナーとして米国の核軍備に参加している。

ロイド・アクスワージー外相は、核兵器問題とNATO参加問題を下院外交委員会に付託して政策検討を開始した。「委員会では、カナダがその国防政策の一部として米国の核兵器に依存しつづけるべきかどうかといった基本的問題を検討することになる」と彼は述べた。これは8月に国際司法裁判所が判断を出して以来はじめてのNATO加盟国による見直しになるであろう。

アクスワージーはまた、「同盟国は、カナダがNATOから撤退する兆候ではないかと心配する必要はない。現在、我々はNATOとの約束のもとにある」とインタビューのなかで述べた。「しかし、国際司法裁判所の判断やオーストラリア政府が主催した国際的な専門家会議の最高委員会が出した最近の報告書にしたがえば、NATO諸国すべてが核兵器の問題を再検討する好機である。この委員会はキャンベラ委員会として知られ、軍縮の勢いを作り出すために短期的になすべきことについて、魅力的ないくつかの勧告を行った」と彼は言う。

キャンベラ委員会は、「核兵器は人類にとって耐え難い脅威であり、核兵器国はこの兵器を全面廃棄することをはっきりと約束すべきである」と述べた。また、「核兵器を永久に保持し、かつ偶発的にしろ意図的にしろ、絶対に使われないようにすることが可能であるという考え方は、信頼性がない。

最初の段階として、核兵器国は核弾頭をミサイル発射台から物理的に分離し、核兵器システムを発射態勢にすることをより困難にすべきである」と委員会は言う。

アクスワージー外相は、下院委員会がカナダのグループ「プロジェクト・プラウシェア」と前カナダ軍縮大使ダグラス・ローチが作成した新しい報告書を考慮するように望んでいる。ローチは進歩保守党(注:中道右派で現与党の自由党よりも米国、NATO寄り)の前議員であり国連軍縮委員会の委員長をつとめたことがあるが、全国的な各地での協議を終えたばかりであり、そこで

再評価は「核兵器は非合法であり、核兵器が人類に及ぼす脅威は耐え難い」という判決によって点火された

は核兵器廃絶という考えについて強い支持が示された。

国際司法裁判所は、勧告的判断のなかで核兵器の使用やそれによる威嚇は、一般的に国際法に照らして違法であると述べた。しかし、国家が絶滅から免れるために核兵器を使用するときに例外がありうるかどうかについて、法律家の多数の同意はえられなかった。しかし、国際司法裁判所は、すべての国が核軍縮条約の交渉を行わなければならない国際法上の義務を負っていると述べた。

「この判決は核保有国に対して拘束力をもつものではないが、政府に核兵器を放棄

させようと努力してきた軍縮グループや平和運動家の重要な政治的勝利である。問題を下院委員会に付託するというアクスワージー外相の決定は、米国を含む他のNATO諸国における核軍縮への支持を強める助けとなるであろう」とローチはインタビューのなかで述べた。

これまでカナダは、国連における核軍縮決議を葬り去るために、米国やNATOの他の二つの核兵器国—英国とフランス—と手を組んできた。今月末には、もう一つの核軍縮決議が国連本部で投票に付されようとしている。このマレーシアが主催する決議は、核兵器を究極的に廃絶する国際条約を結ぶ交渉を、来年中に開始することを求めている。カナダ政府は、この決議への投票をどうするかまだ決めていない。

カナダはこれを支持すべきであるが、議会の委員会が見直しを完了するまでは棄権するかもしれない、とローチは言った。彼はまた「委員会の公聴会は、この問題に関する一般市民の強い関心と呼び、自由党政府が直感にしたがってNATO内で核軍縮を推進することが容易になるかも知れない」とも語った。

トロント選出の自由党議員である委員会議長ビル・グレームは、ロシアのセントペテルスブルグから電話インタビューに答えて、「公聴会は新年に委員会が北極問題に関する報告書を完了したのちに始まるであろう。核兵器問題はかなり大きく、かつ重要な問題であり、時間をかけて扱いたい」と述べた。

1989年にワルシャワ条約が壊れ、1991年にソ連が崩壊して以来、NATOの基本的な国防教義のなかで核兵器の重要性は減少した。にもかかわらず、NATOの教義は、同盟国の安全保障の最高の保証は、引き続き同盟国とりわけ米国の戦略核戦力によって与えられる、と述べている。

る。彼は、1997年1月中にも見直し作業が開始するという見通しを述べている。そして彼によると、外交貿易委員会は次の2種類の材料を検討資料として用いようとしている。

- (A) a) 国際司法裁判所の勧告的意見
- b) キャンベラ委員会報告
- c) 非同盟諸国提案の核兵器廃絶に向けての行動計画(29号に全訳)
- d) プロジェクト・プラウシェアの報告「カナダと核兵器廃絶」
- (B) a) カナダのNATO加盟とNATO拡大問題
- b) 核兵器国と核疑惑国の政策

- c) 他の大量破壊兵器(生物・化学兵器)や弾道ミサイルの拡散によって引き起こされる危険
- d) 完全な核軍縮の有効な検証手段という実際的な課題

このように、ローチらが提出したNGOの提言が委員会の検討資料として使われる。そもそもアクスワージーの今回の見直しは、NGOからの要請により出発したことを、プロジェクト・プラウシェアも加わって96年6月に結成された「核兵器廃絶のためのカナダ・ネットワーク(CNANW)」は伝えている。NGOの専門性が尊重され、政治に組み込まれてゆく姿を読

みとることができる。日本の民主主義の遅れを、比較して考えざるをえない。

外交貿易常任委員会の委員長はビル・グレーム(自由党)であるが、委員会の開く公聴会の人選は全党の参加する運営委員会で決定される。市民は公聴会での証言の立候補をすることができるし、自由に文書提出をすることができる。

被爆国日本が、大きく転換する冷戦後の世界の核兵器離れの動きを、能動的にとらえられないことに、改めて日本の政治の停滞を痛感する。同時にそれは、市民運動や非核自治体のあり方にはね返ってくる課題である。(梅林宏道) ^M

マレーシア決議案、国連総会投票結果(1996.12.10)

y=賛成 n=反対 a=棄権 --=無投票 * =共同提案国(11月14日現在)

(国名)	(全体)	(3項)	(4項)																
アフガニスタン*	y	y	y	コンゴ	y	y	y	イラン*	y	y	y	ネパール	y	y	y	スリナム	y	y	y
アルバニア	n	--	--	コスタリカ*	y	y	y	アイルランド	y	y	a	オランダ	n	a	n	スワジランド	y	y	y
アルジェリア*	y	y	y	コートジボアール	y	y	y	イスラエル	a	a	a	ニュージーランド	y	y	y	スウェーデン	y	y	a
アンドラ	a	a	a	クロアチア	a	y	n	イタリア	n	y	n	ニカラグア	y	y	y	シリア	y	y	y
アンゴラ	y	y	y	キューバ	y	y	y	ジャマイカ	y	y	y	ニジェール*	y	y	y	タジキスタン	a	a	a
アンティガバーブダ	y	y	y	キプロス	a	y	a	日本	a	y	a	ナイジェリア*	y	y	y	タイ*	y	y	y
アルゼンチン	a	y	a	チェコ	n	a	n	ヨルダン	y	y	y	ノルウェー	a	y	n	マケドニア	n	a	n
アルメニア	a	--	--	北朝鮮	y	y	y	カザフスタン	a	a	a	オマーン	y	y	y	トーゴ	a	a	a
オーストラリア	a	y	a	デンマーク	a	y	n	ケニア	y	y	y	パキスタン	y	y	y	トリニダードトバゴ	y	y	y
オーストリア	a	y	a	ドミニカ	y	y	y	クウェート	y	y	y	パナマ	y	y	y	チュニジア	y	y	y
アゼルバイジャン	a	y	a	エクアドル*	y	y	y	キルギスタン	a	a	a	パラグアイ*	y	y	y	トルコ	n	n	n
バハマ	y	y	y	エジプト	y	y	y	ラオス	y	y	y	ペルー*	y	y	y	ウガンダ	y	y	y
バーレーン	y	y	y	エルサルバドル*	y	y	y	ラトビア	a	n	n	フィリピン*	y	y	y	ウクライナ	a	y	a
バングラデシュ*	y	y	y	赤道ギニア	a	y	a	レバノン	y	y	y	ポーランド	n	y	n	アラブ首長国連邦	y	y	y
バルバドス	y	y	y	エリトリア	y	y	y	レソト*	y	y	y	ポルトガル	n	a	n	連合王国	n	n	n
ベラルーシ	a	a	a	エストニア	a	y	n	リベリア	y	y	y	カタール*	y	y	y	タンザニア*	y	y	y
ベルギー	n	y	n	エチオピア	y	y	y	リビア*	y	y	y	韓国	a	a	a	アメリカ合衆国	n	n	n
ベリーズ*	y	y	y	フィジー*	y	y	y	リヒテンシュタイン	a	y	a	モルドバ	a	a	a	ウルグアイ*	y	y	y
ベニン	a	a	a	フィンランド	a	y	a	リトアニア	a	a	n	ルーマニア	n	n	n	ウズベキスタン	a	a	a
ブータン	y	y	y	フランス	n	n	n	ルクセンブルグ	n	y	n	ロシア	n	a	a	バヌアツ	y	y	y
ボリビア	y	y	y	ガボン	y	y	a	マダガスカル	y	y	y	セントクリストファー・ネビス	y	y	y	ベネズエラ	y	y	y
ボスニア・ヘルツェゴビナ	y	y	a	ガンビア	y	y	y	マラウイ*	y	y	y	セントルシア	y	y	y	ベトナム*	y	y	y
ボツワナ	y	y	y	グルジア	a	y	a	マレーシア*	y	y	y	セントピート・ヘンダーソン	y	y	y	イエメン	y	y	y
ブラジル*	y	y	y	ドイツ	n	y	n	モルデイク	y	y	y	サモア*	y	y	y	ザンビア	y	y	y
ブルネイ	y	y	y	ガーナ*	y	y	y	マリ*	y	y	y	サンマリノ*	y	y	y	ジンバブエ*	y	y	y
ブルガリア	a	a	a	グレナダ	y	y	y	マルタ	y	y	y	サウジアラビア	y	y	y				
ブルキナファソ	y	y	y	グアテマラ*	y	y	y	マーシャル諸島*	y	y	y	セネガル	a	a	a				
ブルンジ*	y	y	y	ギニア*	y	y	y	モーリシャス	y	y	y	シエラレオネ	y	y	y				
カンボジア	y	y	y	ギニアビサウ	y	--	--	メキシコ*	y	y	y	シンガポール*	y	y	y				
カメルーン	y	y	y	ガイアナ	y	y	y	ミクロネシア連邦	y	y	y	スロバキア	n	y	n				
カナダ	n	y	n	ハイチ	y	y	y	モナコ	n	n	n	スロベニア	n	y	n				
カボベルデ	y	y	y	ホンジュラス	y	y	y	モンゴル*	y	y	y	ソロモン諸島*	y	y	y				
チャド	y	y	y	ハンガリー	n	y	n	モロッコ	y	y	y	南アフリカ	y	y	y				
チリ	y	y	y	アイスランド	a	y	n	モザンビーク	y	y	y	スペイン	n	a	n				
中華人民共和国	y	y	y	インド*	y	y	y	ミャンマー*	y	y	y	スリランカ*	y	y	y				
コロンビア*	y	y	y	インドネシア*	y	y	y	ナミビア*	y	y	y	スーダン	y	y	y				

合計	
◆全体	y;115 n;22 a;32 無;16
◆主文第3項のみ	y;139 n;7 a;20 無;19
◆主文第4項のみ	y;110 n;27 a;29 無;19

前号で紹介した通り、「ICJ勧告をフォローアップし、核兵器禁止条約(NWC)の97年中交渉開始を求める」マレーシア決議案(33号に全文)が昨年12月10日国連総会で採択された。表はその投票結果を示す。投票は3分割して行われた。第3項とは核軍縮義務、第4項とはNWC交渉開始、をそれぞれ述べた項目である。

11月14日の国連第1委員会での投票(34号参照)に比べ、3投票とも賛成が大幅に増えた。全体、第3項のみ、第4項のみへの賛成数はそれぞれ21、24、23増えたのに対して、反対数に変化はなかった。これは、NGOの働きかけなどもあって第1委員会が無投票だった27カ国が、投票に参加した結果である。(照屋みどり)M

「核廃絶2000」ネットワークタヒチ会議

枕カバー、シーツ2枚、床のマットに寝られない人は寝袋、蚊で眠れない人は小さな蚊帳、敏感な人はヨウ素と飲料水浄化ピル、...

タヒチ会議参加者への持参品目リストである。会議のイメージがわいてくる。会議の日程は次のとおり。

- 1月20日 モーレア島へ移動、参加登録
- 1月21日 レセプション、現地訪問(核実験場労働者など)
- 1月22日 開会、太平洋の核問題
- 1月23日 太平洋地域の問題と国際的

核問題を結ぶ討論
1月24日 課題別ワーキング・グループ

の報告と課題別の討論
6ページへつづく➡◆

日本に拠点を置く
「核廃絶2000」参加団体
(97.1.4現在、計22団体)

●国内団体

核廃絶2000かながわ核兵器廃絶を考える会
環境・持続社会研究センター
草の実会
原子力資料情報室
原水協
原水禁
脱軍備ネットワーク・キャッチピース
地球市民(東京新宿)
日本カトリック正義と平和協議会・核軍縮グループ

日本キリスト教協議会
日本生活協同組合連合会
ノーニュークス・アジア・フォーラム
はまの研究所?(Hamano Institute)
非核自治体全国草の根ネットワーク
非核みどりの議員ネットワーク
被団協
広島平和文化センター
プルトニウム・アクション・広島
プルトニウム・フリー・フューチャー
婦人民主クラブ

●国際団体
太平洋軍備撤廃運動(PCDS)

(注)Hamano Instituteの日本名が確認できません。ご存じの方は、PCDSまでご連絡を。

被爆国の非核宣言自治体

視野を地球に、21世紀へ第二

1996年は目を見張るべき年であった。世界で核兵器離れの現象が目に見えておこった。核兵器は国際法違反とする国際司法裁判所(ICJ)の意見、オーストラリア政府が主催するキャンベラ委員会の報告、非同盟28カ国による行動計画、包括的核実験禁止条約の成立、核兵器禁止条約(NWC)を求めるマレーシア決議案の国連採択、そして、伝えられるカナダの核兵器政策の見直し。また、パグウォッシュ会議がNWC交渉の開始を初めて訴え、核抑止論の支持者であった17カ国の将軍たちが「核兵器のない世界」を求める共同声明を発した。

非核宣言自治体は、世界を揺るがすこの胎動を感じているだろうか。

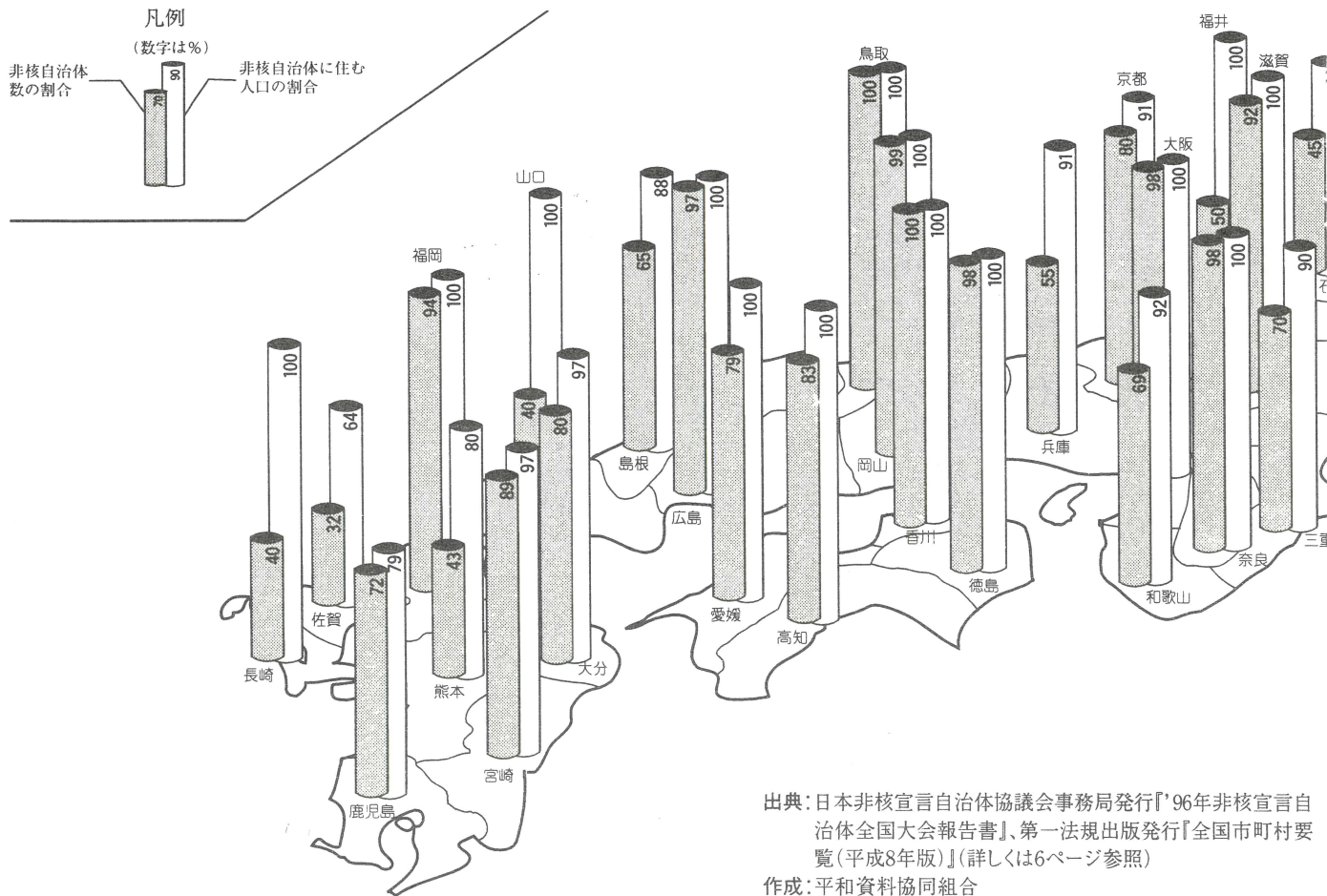
「世界法廷プロジェクト」を組織し、国連を動かし、ICJの判断をひき出すという歴史的な勝利をおさめた世界の反核NGOは、世界的なネットワーク「核廃絶2000」を結成し、NWCの交渉開始を求め

て、21世紀に向かう攻勢を強めている。

96年12月、「核廃絶2000」では、サンタバーバラの「核時代平和基金」が提唱して、①非核地帯の拡大、②NWC交渉の開始、などを骨子とする都市宣言の波を生み出す議論を開始した。日本でも9月末に27自治体の後援・協賛で浦安市で開かれた「非核自治体全国草の根交流大会」が、同じ趣旨に日本での非核法制定を加えた「第二の波運動」を決議したばかりであった。

日本の非核自治体の数はすでに全自治体数の3分の2に達し、日本の人口の86%は非核自治体に住んでいる。秋田、山梨、鳥取、香川の4県では、全自治体が非核宣言ないし決議を行った。

これらの自治体市民が、地球に視野を広げ、「核兵器のない21世紀へ、日本が率先して行動する」ことをめざした「第二宣言」に取り組むべきときである。



非核宣言自治体統計

(1996年7月15日現在)

	人口(人)	非核自治体人口(人)	割合(%)	自治体数	非核自治体数	割合(%)		人口(人)	非核自治体人口(人)	割合(%)	自治体数	非核自治体数	割合(%)
北海道	5,684,842	4,296,537	76	213	79	37	滋賀県	1,283,341	1,283,341	100	51	47	92
青森県	1,508,720	889,073	59	68	11	16	京都府	2,551,061	2,317,102	91	45	36	80
岩手県	1,430,118	1,324,523	93	60	48	80	大阪府	8,592,991	8,592,991	100	45	44	98
宮城県	2,311,572	1,582,946	68	72	21	29	兵庫県	5,422,446	4,926,102	91	92	51	55
秋田県	1,222,018	1,222,018	100	70	70	100	奈良県	1,434,579	1,434,579	100	48	47	98
山形県	1,254,588	1,254,588	100	45	42	93	和歌山県	1,098,682	1,006,436	92	51	35	69
福島県	2,137,990	1,693,591	79	91	34	37	鳥取県	619,238	619,238	100	40	40	100
茨城県	2,964,839	2,270,983	77	86	47	55	島根県	772,601	677,834	88	60	39	65
栃木県	1,982,565	1,967,279	99	50	47	94	岡山県	1,950,586	1,950,586	100	79	78	99
群馬県	2,000,623	2,000,623	100	71	53	75	広島県	2,870,671	2,870,671	100	87	84	97
埼玉県	6,718,268	4,970,295	74	93	49	53	山口県	1,550,419	1,550,419	100	57	23	40
千葉県	5,778,793	5,778,793	100	81	63	78	徳島県	837,570	837,570	100	51	50	98
東京都	11,542,468	10,395,226	90	64	47	73	香川県	1,033,671	1,033,671	100	44	44	100
神奈川県	8,172,001	8,172,001	100	38	37	97	愛媛県	1,523,471	1,523,471	100	71	56	79
新潟県	2,488,917	1,646,301	66	113	41	36	高知県	825,995	825,995	100	54	45	83
富山県	1,126,841	1,012,804	90	36	27	75	福岡県	4,895,201	4,895,201	100	98	92	94
石川県	1,171,986	795,546	68	42	19	45	佐賀県	885,599	562,880	64	50	16	32
福井県	826,407	826,407	100	36	18	50	長崎県	1,550,220	1,550,220	100	80	32	40
山梨県	877,794	877,794	100	65	65	100	熊本県	1,865,373	1,493,432	80	95	41	43
長野県	2,190,307	2,190,307	100	121	119	98	大分県	1,241,164	1,200,410	97	59	47	80
岐阜県	2,099,352	1,263,430	60	100	22	22	宮崎県	1,188,070	1,153,786	97	45	40	89
静岡県	3,734,279	2,128,514	57	75	23	31	鹿児島県	1,794,951	1,413,977	79	97	70	72
愛知県	6,770,293	1,689,558	25	89	35	39	沖縄県	1,287,023	1,287,023	100	54	51	94
三重県	1,843,869	1,664,311	90	70	49	70	合計	124,914,373	106,920,383	86	3,302	2,174	66

●自治体が非核宣言をするか、議会が非核決議をした自治体を非核宣言自治体として数えた。

●前ページの「非核宣言自治体地図」、「年次別非核宣言自治体数グラフ」と本ページの「非核宣言自治体統計」は、ともに日本非核宣言自治体協議会事務局発行『'96年非核宣言自治体全国大会報告書』の96年7月15日現在の非核自治体一覧をもとに作成。ただし以下の修正を加えた。

- 1) 岩手県都南村は91年4月北上市に、江釣子村は92年4月盛岡市に合併したので、それぞれ91年、92年のデータから除いた。
- 2) 茨城県那珂湊市と勝田市は94年11月、ひたちなか市として合併したので94年のデータから除いた。
- 3) 長野県上郷町は93年7月、飯田市に合併したので93年のデータから除いた。

◆◀ 3ページからつづく

- 1月25日 ネットワークづくりと組織問題
- 1月26日 日曜日、予備日
- 1月27日 記者会見(核実験労働者の健康調査結果も)と屋外行動
- 1月28日 解散

現在ある主なワーキング・グループは、①核兵器禁止条約、②ヨーロッパの非核安全保障、③チェルノブイリと原

発、④NPT再検討会議準備会、⑤CTBTとその後、⑥核分裂物質などがあるが、自治体宣言や非核地帯の問題も入るであろう。M

未臨界実験中止を求める国際行動デー

米国のグループが、1月27日を全国で一斉にクリントン大統領に「未臨界実験

いた。

●自治体数、自治体の人口は『全国市町村要覧(平成8年版)』(自治省行政局振興課編集、第一法規出版発行)による。自治体数は、96年7月1日現在。人口は96年3月31日現在。

●自治体には、都道府県、市、町、村、特別区を含む。なお、北方領土の6村は除く。

●府県が非核自治体宣言を行っている場合、府県民全員を非核自治体人口とする。

●埼玉県は91年3月に平和埼玉宣言を行っているが、同宣言には「非核」の内容がないので加えていない。

の中止を求める」電話をかける行動デーに定め、各国でも各種の同時行動に取り組むよう要請している。

1月27日は、米国のネバダ核実験場で最初の核実験が行われた46周年であり、フランスが昨年、太平洋で最後の核実験を行った日である。また、全号に紹介したように、このころに未臨界実験の予定についての、エネルギー省の結論が出される予定である。M

『アジア太平洋のもう一つの安全保障システム』

日米安保・沖縄問題も含めてNGOが国際会議

3月末、タイ・バンコク

会議の目的

この会議は三つの目的をもつ。

第一の目的は、進歩的な学者、選ばれた国連などの国際的職員、平和と安全保障問題にとりくむNGOの人材が一堂に会し、問題意識を議論する機会を作ることである。現在、次のような理由でこのことはとりわけ重要である。

- 学者とNGOの専門家は、別々に仕事をする傾向が強い。
- アジア太平洋で平和と安全保障問題にとり組むNGOの活動は、核兵器問題に限定されていることが多い。彼らは通常兵器の問題やその他の軍備削減計画にとり組む学者や国連専門家に会うことが必要である。
- 学者もNGOの専門家も、もっと系統的に探求すべき全体的領域、つまり安全保障、経済成長、環境のあいだの相互連関、しばしば「本当の安全保障」と呼ばれる領域がある。

会議の第二の目的は、緩やかなものではあるが政府や政府に近いシンクタンクの会議であるARFに対して、それと並行的な、進歩的な学者、NGO活動家、国際機関に属する選ばれた専門家のフォーラムを作ることである。並行的ではあるが、このネットワークの目的は単にARFと並行の役割を果たすことではなく、ARFに対してより進歩的な政策をとるように圧力を加えることである。

第三の目的は、アジア太平洋地域の安全や平和の脆弱さと、平和・安全保障のもっと強固なシステムの必要性を強調することにある。報道陣や政府代表に開かれた顕著な国際会議を開催することが、この目的を達するのに最も効果的な方法の一つである。

3月27日～30日、タイのバンコクにあるチュラロンコン大学で「アジア太平洋地域におけるもう一つの安全保障システム」と題する国際会議が開かれる。「南問題フォーカス」(共同代表:ウォルデン・ベロ、マルホトラ・カマル)が主催する。PCDSもそれに協力し、梅林宏道がASEAN地域フォーラム(ARF)と日米安保体制と沖縄問題に関するワークショップを組織する。

沖縄問題と日米安保体制の実態と意

味を論じることは、アジア太平洋の安全保障とは何かを考える上で欠かすことのできない要素となった。その意味で沖縄県民の基地反対の闘いは、冷戦後のアジア太平洋の地域安全保障に根本的な問題提起をしたといえるであろう。

東南アジアのNGOのもっている問題意識を知るうえで興味深いので、「南問題フォーカス」がこの会議に託している問題意識を左欄に訳出する。M

日本母港の米空母

米軍ウォッチ 4

「中東派遣せず」報道は誤り

本誌第25・26号の「米軍ウォッチ」欄で「米海軍が市民の暴露に反応?驚くべき配備政策の変更」という記事を掲載した。1996年6月16日に共同通信が「横須賀母港にする空母インデペンデンスは今後ペルシャ湾方面に派遣しない、1998年にインデペンデンスと交替する次期空母にも同じ方針が維持される」という記事を在日米海軍の情報として流したのに対して、もし本当なら重大な変化であり、真偽を確かめる必要がある、と本誌が述べたものである。

真相を明らかにするために、「平和資料協同組合」は米情報公開法にもとづいて、問題の記事を添付した上で根拠文書を米軍に請求した。それに対してワシントンの米海軍作戦部長事務所の作戦・計画・政治軍事問題担当部長T. W. ラフルー海軍大佐から12月26日に回答がとどいた。

回答は、問題の記事には「根拠がない」と明確に否定した。つまり、今後中東派遣はないというような政策変更は米海軍には存在しない。回答の核心部分の

訳文は次のとおりである。

『日本を拠点とする空母の配備先に制約を加えようとする米海軍の政策についての共同通信社の記事は根拠のないものです。米海軍は、共同通信社の記事の実体をなすようないかなる「新しい配備政策」文書も、つまり、あなたの請求を満たすような、いかなる文書も持っていません。米海軍は、政策として、空母の将来の日程や、配備や、作戦について議論しないことにしています。』

共同通信の記事に先立つ約2カ月前に、私たちは空母インデペンデンスの1992年、93年、94年の3年間の航海記録を明らかにしたばかりであった(本誌19号参照)。それによって初めて、ごまかしようのない数字によって、空母の航海の70%が日米安保条約と無関係な極東外での行動に当てられていることが明らかになった。それは、沖縄の基地問題がクローズアップされているさなかにおいて、在日米軍、日本政府にとって大きな打撃となる事実の暴露であった。したがって、それを打ち消すような印象をあたえる情報

を、在日米軍も日本政府も必要としていた。

6月18日の『パシフィック・スターズ・アンド・ストライプ』紙(米軍人・家族対象の日刊紙)も、共同通信と同様な記事を載せた。しかし、注意深く読むと、空母インデペンデンスに関しては中東派遣がないことを明確に書いているが、交替空母

に関しては「太平洋における現在の空母のプレゼンスは変わらないであろう」ときわめてあいまいな表現になっている。

これらの事実から察すると真相は次のようであったのではないだろうか。つまり、1997年中にも退役を控えている空母インデペンデンスのスケジュールが確定し、それによると中東派遣はもはやないことが明かになった。その事実を、在日米軍

あるいは日本政府が都合のいいようなあいまいな表現で利用した。

背後の意図としては、空母が日本防衛と無関係に運用されているという印象を打ち消すこと、朝鮮半島、中国情勢に関連して空母がこの地域に張りつくというメッセージを北朝鮮、中国に与えること、があったと思われる。(梅林宏道) **M**

日誌

1996. 12. 6～1997. 1. 5

(作成: 笠本丘生、照屋みどり)

CD=ジュネーブ軍縮会議/CTBT=包括的核実験禁止条約/EU=欧州連合/WB=ホワイトビーチ/ICJ=国際司法裁判所/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/MOX=混合酸化物核燃料/SACO=沖縄に関する特別行動委員会

- 12月6日 KEDOへのEU加盟問題で訪韓の瀬木KEDO担当大使、張・軽水炉企画団長らと協議、両国としてのEU加盟条件まとめる。
- 12月6日 広島・平和公園に国が建設予定の原爆死没者追悼平和祈念館に掲げる建設理念の文例、平岡市長が作成し提示。「核兵器のない平和な世界を築くことを誓います」などの内容。
- 12月7日 核解体プルトニウムの処理について米エネルギー省、全体の2/3近くをMOX燃料、残りをガラス固化の方針決定、明らかに。
- 12月9日 米エネルギー省、核解体プルトニウムをMOX燃料として商業利用する方針正式決定。プルトニウム商業利用禁止の政策の変更。
- 12月10日 国連総会、核兵器全面禁止条約の交渉を97年から開始することを求めるマレーシア決議採択。(本号参照)
- 12月10日 国連総会、日本提出の「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議」3年連続で可決。
- 12月10日 NATO、ブリュッセルで外相理事会、新加盟国の中・東欧諸国へは核配備せぬと宣言。
- 12月10日 総合エネルギー調査会の原子力部会、原子力エネルギー政策の中間報告案骨子公表。プルサーマル体系確立の従来方針盛り込む。
- 12月11日付 日本政府とEU、日欧原子力平和利用に関する協定の実質交渉終了、年内にも覚書交換可能に。
- 12月17日 ブリュッセルで開催のNATO国防相会議、「NATOの核兵器はいかなる国も標的にせぬ」とコミュニケ。露の懸念に配慮。
- 12月17日 豪マククロラン国防相、パリで仏ミヨン国防相と会談、南太平洋での仏核実験機に冷却化した両国の軍事協力関係回復で一致。
- 12月18日 日米露露が進める国際熱核融合実験炉(ITER)理事会、来夏終了予定の建設準備協議の半年延期で合意。財政事情が背景。
- 12月20日 広島県被団協など、未臨界核実験計画を進める米に抗議し、原爆慰霊碑前で座り込み。約70人。未臨界実験では初めて。

- 12月20日付 米ハンフォード核兵器工場周辺住民の被爆に取り組む米国人弁護士プリティキン氏が広島に1週間滞在、被爆者治療の専門家などと情報交換。
- 12月24日 KEDOとEU、EUの理事国加盟で基本合意。EUの理事会での拒否権など詰めた上、年明けにも正式決定。
- 12月25日 「広島市原爆被爆者援護行政史」の死因に関する記述について、広島市原爆被害者の会、「死因は複合的」と市に訂正求める。
- 12月26日付 沖縄の「本土並み」返還確定させた1969年11月19日の日米首脳会談での核問題の会談全容、解禁された米機密文書で明らかに。緊急事態での沖縄への核兵器再持ち込み保証した「極秘合意」の信ぴょう性高める内容。
- 12月29日 北朝鮮、潜水艦事件に関し遺憾声明発表。日本外務省、歓迎の談話。KEDOによる軽水炉支援の再開など活発化。
- 1月4日 韓国政府筋、KEDOと北朝鮮が軽水炉支援に向けて「用地引き渡し」と「サービス提供」に関する2つの議定書を8日にニューヨークで締結と明かす。着工は春頃の見通し。

沖縄

- 12月6日 横須賀所属の駆逐艦ヒューイット、WBに寄港。
- 12月7日 佐世保所属のドック型揚陸艦ジャーマンタウン、WB入港。
- 12月9日-13日 在日米軍、嘉手納基地などで年1度の定期合同演習「ビーチクレスト97」実施。
- 12月9日 佐世保所属のドック型揚陸艦フォート・マクヘンリー、WBに入港。
- 12月10日-13日 96年度13回目の県道104号越実弾演習。
- 12月10日 浦添市の国道330号で米軍の5トントラック転覆。米兵1人が死亡、10人が重軽傷。
- 12月10日 駆逐艦ファイブ、WBに入港。
- 12月11日-18日 在日海軍と在沖海兵隊の合同演習「ブルーグリーン」実施。
- 12月12日 岩国の第121海兵隊戦闘攻撃中隊所属のFA18戦闘爆撃機、那覇空港の西約10キロの海上に450キロ爆弾を投棄。
- 12月12日 航空自衛隊のF4ファントム戦闘機2機、那覇空港でエア・ニッポン旅客機とニアミス。
- 12月13日 普天間飛行場所所属のCH46ヘリコプター、久米島の民間地域に着陸。
- 12月17日 名護市の大浦湾で上陸演習中の米海軍第11水陸両用輸送車2台が沈没。
- 12月16日 第3回沖縄政策協議会幹事会。
- 12月17日 第3回沖縄政策協議会。第5回沖縄米軍基地問題協議会。

沖縄のこよみ

- ◆1月 普天間実施委員会(FIG)設置、初会合。政府、代替ヘリポート建設候補地発表。
- ◆1月中旬 沖縄政策協議会
- ◆2月21日 県収用委員会による米軍用地強制使用手続き第1回公開審理。
- ◆3月12日 強制使用手続き第2回公開審理。
- ◆5月14日 米軍12施設の一部用地強制使用期限切れ。

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(平和資料協同組合)、パティ・ウィリス(PCDS、カナダ)、田巻一彦(キャッチピース)、田窪雅彦(原水禁)、ウォルデン・ベロ(フォーカス、タイ)、都留佐和子(浦安市議)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道